大阪大学大学院法学研究科規程

第１章　総則

（趣旨及び目的）

第１条　この規程は、大阪大学大学院学則に基づき、大阪大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

2　本研究科は、法学及び政治学の研究教授を通じて、その水準の向上に寄与するとともに、高度の研究能力及び精深な学識を有する人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

（課程及び専攻）

第２条　本研究科の課程は、博士課程とする。

2　博士課程は、これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

3　本研究科に、法学・政治学専攻を置く。

（入学）

第３条　前期課程及び後期課程に入学を志願する者については、本研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て選考するものとする。

（教育プログラム）

第４条　前期課程に、総合法政プログラム、研究者養成プログラム及び知的財産法プログラムを設ける。

（教育方法）

第５条　本研究科の教育は、授業科目の授業と研究指導とによって行う。

（授業科目、単位数等）

第６条　前期課程の各プログラムの授業科目の区分、分類、科目名、単位数、履修方法等については別表第１、後期課程の授業科目及び単位数については別表第２のとおりとする。

（授業科目の配当、授業時間及び単位の計算方法）

第７条　授業科目の配当及び授業時間は、年度ごとに定める。

2　授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって１単位とする。

（担任教員及び指導教員）

第８条　前期課程の学生には担任教員を、後期課程の学生にはその研究分野に応じて指導教員をそれぞれ定める。

2　担任教員及び指導教員は、教授又は准教授とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、専任講師をもって代えることができる。

3　学生は、担任教員又は指導教員の指導を受けて学修計画を定める。

（研究計画及び研究指導）

第８条の２　学生は、毎学年所定の期日までに、研究指導計画書を提出しなければならない。

2　学生は、学年ごとに研究指導を受け、毎学年末の所定の期日までに、研究指導報告書を提出しなければならない。

3　研究計画及び研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章　前期課程

（履修方法）

第 9 条　前期課程の学生(以下この章において「学生」という。）は、研究指導を受けるとともに、別表第 1 の履修方法に規定する必要修得単位を含め、30 単位以上を修得しなければならない。

2　学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、大学院横断教育科目を履修し、これを 4 単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。

3　学生は、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の研究科の授業科目、リーディングプログラム科目又は法学部若しくは他の学部の授業科目を履修し、これを 8 単位を限度に 1 項に規定する単位に充当することができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第 10 条　学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを 15 単位を限度に前条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

2　学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、学生が行う学校教育法第１０５条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第１０２条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。以下同じ。）における学修を、本研究科における授業科目の履修とし、これを前項の規定により修得した単位と合わせて 15 単位を限度とし前条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第 10 条の 2　学生は、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科において修得したものとして認定を受けることができる。

2　前項の規定により修得したものとして認定を受けることができる単位数は、15 単位を超えない範囲で第 9 条第 1 項に規定する単位に充当することができるものとし、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を限度とする。

（履修授業科目の届出）

第 11 条　学生は、毎学年指定する期日までに、その学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

（履修授業科目の試験）

第 12 条　履修した授業科目の試験は、各授業科目担当の教員により筆記若しくは口頭又は研究報告によって行う。

2　授業科目担当の教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、臨時に試験を行う。

3　前 2 項の試験の成績は、100 点を満点として次の評語をもって表し、A+から C-までを合格、F を不合格とする。

A+　(90 点以上)
A　(85 点以上 90 点未満)
A-　(80 点以上 85 点未満)
B+　(75 点以上 80 点未満)
B　(70 点以上 75 点未満)
C+　(65 点以上 70 点未満)

C　(61 点以上 65 点未満)

C-　(60 点以上 61 点未満)

F　(60 点未満)

(単位の授与)

第 13 条　前条の規定により合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文の提出)

第 14 条　修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に 1 年以上在学し、第 9 条第 1 項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間 1 年をもって第 9 条第 1 項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

2　前項の修士論文を提出しようとする学生は、その題目を担任教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに届け出なければならない。

3　修士論文は、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文の審査)

第 15 条　修士論文の審査は、教授 1 名を含む教授会構成員である 3 名以上の教授又は准教授で組織する審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授 1 名を含む教授会構成員である 2 名以上の教授又は准教授に、専任講師又は他の研究科等の教授、准教授若しくは講師 1 名以上を加えて審査委員会を組織することができる。

2　修士論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

3　審査委員会の委員は、教授会が委嘱する。

4　修士論文の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

(最終試験)

第 16 条　前期課程の最終試験は、第 9 条第 1 項の規定に従い所定の単位を修得した上、修士論文を提出した者について行う。

2　最終試験は、審査した修士論文及びこれに関連のある授業科目について、口頭試験によって行う。

3　最終試験は、修士論文を審査した審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授会において他の教授、准教授又は専任講師を審査委員として委嘱することができる。

4　最終試験の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審査し、議決する。

第 3 章　後期課程

(履修方法)

第 17 条　後期課程の学生は、研究指導を受けるとともに、別表第 2 に規定する科目 4 単位以上を含め、8 単位以上を修得しなければならない。ただし、高度専門職特別選抜により入学した学生は、当該単位の修得を要しないものとする。

2　学生は、指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、大学院横断教育科目を履修し、これを 4 単位を限度に前項に規定する単位に充当することができる。

3　指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、当該専攻の前期課程若しくは他の研究科の授業科目又はリーディングプログラム科目を履修し、これを 1 項に規定する単位に充当することができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第 18 条　指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、本研究科が他の大学院又は外国の大学院と協議する授業科目を履修し、これを第 10 条第 1 項の単位と合わせて 15 単位を限度に前条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

2　指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、学生が行う学校教育法第１０５条の規定により大学院が編成する特別の課程における学修を、本研究科における授業科目の履修とみなし、これを前項の規定により修得した単位及び第 10 条第 2 項の単位と合わせて 15 単位を限度とし前条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第 18 条の 2　教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めたときは、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び前条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科において修得したものとして認定することができる。

2　前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第 10 条の 2 第 2 項の単位と合わせて 15 単位を超えない範囲で第 17 条第 1 項に規定する単位に充当することができるものとし、前条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を限度とする。

（他の大学院等における研究指導）

第 18 条の 3　指導教員の申し出により、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、他の大学院等との協定に基づき、当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

（長期にわたる課程の履修）

第 18 条の 4　研究科長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2　前項の規定により計画的な履修を許可された学生に関し必要な事項は、別に定める。

（履修授業科目の届出及び試験、単位の授与、博士論文の審査並びに最終試験）

第 19 条　博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に 2 年 6 月を超えて在学し、第 17 条第 1 項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者で、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生は、博士論文を提出することができる。

(1)　修士課程又は前期課程における在学期間（2 年を限度とする。）と後期課程における在学期間を合計して 3 年以上で、かつ、2 年 6 月以内の後期課程在学期間をもって第 17 条第 1 項に規定する単位を修得し得る者

(2)　入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、1 年以上 2 年 6 月以内の後期課程在学期間をもって第 17 条第 1 項に規定する単位を修得し得る者

(3)　高度専門職特別選抜により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、かつ、後期課程在学期間が 1 年以上の者

第 20 条　履修授業科目の届出及び試験については、第 11 条及び第 12 条の規定を、単位の授与については、第 13 条の規定を、博士論文の審査については、第 15 条の規定を、最終試験については、第 16 条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第 15 条第 1 項中「教授 1 名」とあるのは「教授 2 名」と、第 16 条第 1 項中「第

9 条第 1 項」とあるのは「第 17 条第 1 項」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、高度専門職特別選抜により入学した学生の最終試験について、第 16 条の規定を準用するときは、同条第 1 項中「最終試験は、第 9 条第 1 項の規定に従い所定の単位を修得した上、」とあるのは「最終試験は、」と読み替えるものとする。

第 4 章　特別研究学生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び研究生

（特別研究学生）

第 21 条　他の大学院又は外国の大学院との協定に基づき、当該大学院の後期課程に在学する学生で本研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2　特別研究学生の在学期間は、1 年とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、願い出により 1 年ごとに期間を延長することができる。

（特別聴講学生）

第 22 条　他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該大学院に在学する学生で、本研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2　特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。

3　特別聴講学生の履修授業科目の試験及び単位の授与については、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。

（聴講生及び科目等履修生）

第 23 条　本研究科の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講又は履修しようとする者があるときは、第 3 条の規定に準じ、教授会の議を経て研究科長が聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

（研究生）

第 24 条　研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位を有する者

(2)　教授会の議を経て研究科長が前号と同等以上の学力があると認めた者

2　研究生の在学期間は、1 年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、研究科長は、教授会の議を経て在学期間を延長することができる。

3　前項ただし書の規定により、在学期間の延長を希望するときは、年度ごとに研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

第 5 章　補則

（その他）

第 25 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

（略）

附　則

1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 3 月 31 日現在前期課程に在学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 前項の場合において、改正前の別表第 1 の表中

「

産業財産権法実践	2				

」

とあるのは、

「

産業財産権法実践	2				
知的財産権法実践	2				

」

と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修することができないものとする。

左欄	右欄
産業財産権法実践	知的財産権法実践

附　則

1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。この場合において、改正前の第 9 条第 2 項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」と、改正前の第 17 条第 2 項中「大学院横断教育科目」とあるのは、「大学院横断教育科目又はグローバルイニシアティブ科目」とそれぞれ読み替えるものする。

附　則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 3 月 31 日現在前期課程に在学するものについては、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 前項の場合において、改正前の別表第 1 の前期課程・知的財産法プログラムの表中

「

産業財産権関係条約 1	2	○		

」とあるのは

「

知的財産条約	2	○		

」と、

「

知的財産権関係契約法	2			

」とあるのは

「

知的財産権関係契約法	2			
文化保護法	2		△	
競業法	2		△	
外国知的財産法	2		△	
先端知的財産法研究 1	2		△	
先端知的財産法研究 2	2		△	
先端知的財産法研究 3	2		△	
先端知的財産法研究 4	2		△	

」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修することができないものとする。

左欄	右欄
産業財産権関係条約 1	知的財産条約

附　則

1　この改正は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月 31 日現在前期課程及び後期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3　前項の場合における改正前の別表第１の適用については、各プログラムの高度国際性涵養教育科目の項中「他研究科」とあるのは「他研究科等」と読み替えるものとする。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

1　この改正は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月 31 日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3　前項の場合において、改正前の別表第１の表中「

「

総合演習	2			

」とあるのは

「

総合演習	4			
総合演習	2			
総合演習	1			

」と、読み替えるものとする。

附　則

1　この改正は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月 31 日現在前期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正は、令和８年４月１日から施行する。

2　令和８年３月 31 日現在前期課程及び後期課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3 前項の場合において、改正前の別表第１の前期課程・知的財産法プログラムの表中

「

特許法	4	○		

」とあるのは

「

特許法	4	○		
特許法	2	○		

」と読み替えるものとする。

別表第１

（前期課程・総合法政プログラム）

下記の要件を全て満たしたうえで、合計３０単位以上を修得しなければならない。

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
専門教育科	必修	研究指導	研究指導１	2			(1)　必修４単位、選択必修１０単位以上、合計２４単位以上を修得すること。 (2)　「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごと
			研究指導２	2			
	選択必修	入門・基礎	公法の基礎	2			
			民法の基礎	2			
			国際政治学概論	2	○		

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
目			法政情報処理	2			に定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる「総合演習」は、異なる科目として扱う。 (3)　「研究指導１」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導２」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導３」、「研究指導４」の順で履修する。「研究指導」は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ２科目以上履修することはできない。 (4)　担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、２科目を限度として翌年度以降に２度目の履修をすることができる。ただし、２度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に〇印が付された科目とする。
			政治学概論	2	○		
		公法	憲法１	2	○	○	
			憲法２	2	○	○	
			行政法１	2	○	○	
			行政法２	2	○	○	
			税法	2	○	○	
			刑法	2	○	○	
			刑事訴訟法	2	○	○	
			国際法１	2	○	○	
			国際法２	2	○	○	
			刑事法	2	○	隔年開講	
			刑事法制論	2	○	隔年開講	
			統治論	2	○	隔年開講	
			人権論	2	○	隔年開講	
		私法	民法１	2	○	○	
			民法２	2	○	○	
			商法１	2	○	○	
			商法２	2	○	○	
			経済法	2	○	○	
			民事訴訟法	2	○	○	
			裁判外紛争処理法	2	○	○	
			裁判学	2		○	
			労働法１	2	○	隔年開講	
			労働法２	2	○	隔年開講	
			雇用関係法	2	○	隔年開講	
			社会保障法	2	○	○	
			国際私法	2	○	○	
			国際取引法	2	○	○	
			労働市場法	2	○	隔年開講	
		基礎法学	日本法史	2		○	
			西洋法史	2		○	
			比較法史	2	○	○	
			ローマ法	2	○	○	
			法社会学	2	○	○	
			法政策学	2	○	○	
			英米法	2		○	
			ヨーロッパ法	2		○	
			中国法	2	○	○	
			法理学	2	○	隔年開講	
			法思想史	2	○	隔年開講	
		政治学	政治学	2	○	○	
			政治過程論	2	○	○	
			西洋政治思想史	2	○	○	
			日本政治史	2		○	
			ヨーロッパ政治史	2		○	

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
			アジア政治史	2	○	○	
			行政学	2	○	○	
			比較政治学	2	○	○	
			地方行政論	2		隔年開講	
		総合・展開	法政情報学１	2			
			法政情報学２	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
			情報管理法	2			
		総合演習	総合演習	4			
			総合演習	2			
			総合演習	1			
		研究指導	研究指導３	2			
			研究指導４	2			
	選択	入門・基礎	法文献学	2		留学生のみ履修可	
			日本法総合演習	2	○		
			日本政治総合演習	2			
		知的財産法	意匠法	2	○		
			商標法	2	○		
			著作権法	2	○		
			不正競争防止法	2	○		

区分		授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育科目	選択必修	・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	２単位以上を修得すること。 ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の２単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。

区分		授業科目	履修方法
高度教養教育科目	選択必修	・本研究科が開設する次の高度教養教育科目 「ロイヤリング（紛争処理）」（２単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	２単位以上を修得すること。

（前期課程・研究者養成プログラム）

下記の要件を全て満たしたうえで、合計３０単位以上を修得しなければならない。

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
専門	必修	研究指導	研究指導１	2			(1)　必修４単位、選択必修１４単位以上、合計２４単位以上を
			研究指導２	2			

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
教育科目	選択必修	公法	憲法１	2	○	○	修得すること。 (2) 「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごとに定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる「総合演習」は、異なる科目として扱う。 (3) 「研究指導１」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導２」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導３」、「研究指導４」の順で履修する。研究指導は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ２科目以上履修することはできない。 (4) 担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、２科目を限度として翌年度以降に２度目の履修をすることができる。ただし、２度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に○印が付された科目とする。
			憲法２	2	○	○	
			行政法１	2	○	○	
			行政法２	2	○	○	
			税法	2	○	○	
			刑法	2	○	○	
			刑事訴訟法	2	○	○	
			国際法１	2	○	○	
			国際法２	2	○	○	
			刑事法	2	○	隔年開講	
			刑事法制論	2	○	隔年開講	
			統治論	2	○	隔年開講	
			人権論	2	○	隔年開講	
		私法	民法１	2	○	○	
			民法２	2	○	○	
			商法１	2	○	○	
			商法２	2	○	○	
			経済法	2	○	○	
			民事訴訟法	2	○	○	
			裁判外紛争処理法	2	○	○	
			裁判学	2		○	
			労働法１	2	○	隔年開講	
			労働法２	2	○	隔年開講	
			雇用関係法	2	○	隔年開講	
			社会保障法	2	○	○	
			国際私法	2	○	○	
			国際取引法	2	○	○	
			労働市場法	2	○	隔年開講	
		基礎法学	日本法史	2		○	
			西洋法史	2		○	
			比較法史	2	○	○	
			ローマ法	2	○	○	
			法社会学	2	○	○	
			法政策学	2	○	○	
			英米法	2		○	
			ヨーロッパ法	2		○	
			中国法	2	○	○	
			法理学	2	○	隔年開講	
			法思想史	2	○	○	
		政治学	政治学	2	○	○	
			政治過程論	2	○	○	
			西洋政治思想史	2	○	○	
			日本政治史	2		○	
			ヨーロッパ政治史	2		○	
			アジア政治史	2	○	○	
			行政学	2	○	○	

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
			比較政治学	2	○	隔年開講	
			地方行政論	2			
		研究指導	研究指導３	2			
			研究指導４	2			
	選択	入門・基礎	公法の基礎	2			
			民法の基礎	2			
			国際政治学概論	2	○		
			法政情報処理	2			
			法文献学	2		留学生のみ履修可	
			日本法総合演習	2	○		
			日本政治総合演習	2			
			政治学概論	2	○		
		総合・展開	法政情報学１	2			
			法政情報学２	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
			情報管理法	2			
		知的財産法	意匠法	2	○		
			商標法	2	○		
			著作権法	2	○		
			不正競争防止法	2	○		
		総合演習	総合演習	4			
			総合演習	2			
			総合演習	1			

区分		授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育科目	選択必修	・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	２単位以上を修得すること。 ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の２単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。

区分		授業科目	履修方法
高度教養教育科目	選択必修	・本研究科が開設する次の高度教養教育科目 「ロイヤリング（紛争処理）」（２単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が別に指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	２単位以上を修得すること。

（前期課程・知的財産法プログラム）

下記の要件を全て満たしたうえで、合計３０単位以上を修得しなければならない。

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
専門教育科目	必修	研究指導	研究指導１	2			(1)　必修４単位、選択必修１０単位以上、合計２４単位以上修得すること。 (2)「総合演習」については、開講する授業科目を年度ごとに定める。「総合演習」は副題を付して開講し、副題の異なる「総合演習」は、異なる科目として扱う。 (3)「研究指導１」は、最初に履修する研究指導を示し、「研究指導２」は、その後に履修する研究指導を示す。以下「研究指導３」、「研究指導４」の順で履修する。「研究指導」は春学期から夏学期まで及び秋学期から冬学期までにそれぞれ２科目以上履修することはできない。「先端知的財産法研究」についても同様である。 (4)　担任教員の承認を得たときは、既に単位を修得した授業科目について、２科目を限度として翌年度以降に２度目の履修をすることができる。ただし、２度目の履修をすることができる授業科目は、授業内容が年度ごとに異なる科目で、特記事項欄に○印が付された科目とする。
			研究指導２	2			
	選択必修	知的財産法	特許法	2	○		
			意匠法	2	○		
			デザイン保護法	2			
			商標法	2	○		
			ブランド保護法	2			
			著作権法	2	○		
			不正競争防止法	2	○		
			知的財産関係法	2	○		
			技術保護法	2			
			文化保護法	2			
			競業法	2			
			外国知的財産法	2	○		
		総合演習	総合演習	4			
			総合演習	2			
			総合演習	1			
		研究指導	研究指導３	2			
			研究指導４	2			
	選択	入門・基礎	公法の基礎	2			
			民法の基礎	2			
			国際政治学概論	2	○		
			法政情報処理	2			
			法文献学	2		留学生のみ履修可	
			日本法総合演習	2	○		
			日本政治総合演習	2			
			政治学概論	2	○		
		公法	憲法１	2	○	○	
			憲法２	2	○	○	
			行政法１	2	○	○	
			行政法２	2	○	○	
			税法	2	○	○	
			刑法	2	○	○	
			刑事訴訟法	2	○	○	
			国際法１	2	○	○	
			国際法２	2	○	○	
			刑事法	2	○	隔年開講	
			刑事法制論	2	○	隔年開講	
			統治論	2	○	隔年開講	
			人権論	2	○	隔年開講	
		私法	民法１	2	○	○	

区分		分類	科目名	単位	高度国際性涵養教育科目	特記事項	履修方法
			民法２	2	○	○	
			商法１	2	○	○	
			商法２	2	○	○	
			経済法	2	○	○	
			民事訴訟法	2	○	○	
			裁判外紛争処理法	2	○	○	
			裁判学	2		○	
			労働法１	2	○	隔年開講	
			労働法２	2	○	隔年開講	
			雇用関係法	2	○	隔年開講	
			社会保障法	2	○	○	
			国際私法	2	○	○	
			国際取引法	2	○	○	
			労働市場法	2	○	隔年開講	
		基礎法学	日本法史	2		○	
			西洋法史	2		○	
			比較法史	2	○	○	
			ローマ法	2	○	○	
			法社会学	2	○	○	
			法政策学	2	○	○	
			英米法	2		○	
			ヨーロッパ法	2		○	
			中国法	2	○	○	
			法理学	2	○	隔年開講	
			法思想史	2	○	隔年開講	
		政治学	政治学	2	○	○	
			政治過程論	2	○	○	
			西洋政治思想史	2	○	○	
			日本政治史	2		○	
			ヨーロッパ政治史	2		○	
			アジア政治史	2	○	○	
			行政学	2	○	○	
			比較政治学	2	○	○	
			地方行政論	2		隔年開講	
		総合・展開	法政情報学１	2			
			法政情報学２	2			
			現代中国研究	2			
			自治体インターンシップ特別演習基礎	1			
			自治体インターンシップ特別演習応用	1			
			情報管理法	2			

区分		授業科目	履修方法
高度国際性涵養教育	選択必修	・本研究科が高度国際性涵養教育科目として開設する科目（高度国際性涵養教育科目欄に○印のある科目）（※） ・他研究科等が高度国際性涵養教育科目として提供する	２単位以上を修得すること。 ※専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目欄に○印の

科目		科目で本研究科が別に指定する科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	ある科目は、優先的に高度国際性涵養教育科目の修了要件単位として充当し、専門教育科目の修了要件単位として充当しない。ただし、高度国際性涵養教育科目の２単位を既に充足している場合は、表中の科目区分に充当する。

区分		授業科目	履修方法
高度教養教育科目	選択必修	・本研究科が開設する次の高度教養教育科目 「ロイヤリング（紛争処理）」（２単位） ・他研究科が高度教養教育科目として提供する科目で本研究科が指定する科目 ・大学院横断教育科目で本研究科が別に認める科目 ・リーディングプログラム科目で本研究科が認める科目	２単位以上を修得すること。

別表第２(後期課程)

授業科目	単位数
憲法特殊講義１	2
憲法特殊講義２	2
行政法特殊講義１	2
行政法特殊講義２	2
行政法特殊講義３	2
行政法特殊講義４	2
環境法特殊講義	2
税法特殊講義	2
刑法特殊講義１	2
刑法特殊講義２	2
刑法特殊講義３	2
刑事法特殊講義	2
刑事訴訟法特殊講義１	2
刑事訴訟法特殊講義２	2
民法特殊講義１	2
民法特殊講義２	2
民法特殊講義３	2
民法特殊講義４	2
民法特殊講義５	2
民法特殊講義６	2
商法特殊講義１	2
商法特殊講義２	2
労働法特殊講義１	2
労働法特殊講義２	2
社会法特殊講義	2
民事訴訟法特殊講義１	2
民事訴訟法特殊講義２	2
裁判法特殊講義１	2
裁判法特殊講義２	2
国際法特殊講義１	2
国際法特殊講義２	2
国際私法特殊講義	2
国際取引法特殊講義	2
国際経済法特殊講義	2

授業科目	単位数
経済法特殊講義	2
知的財産法特殊講義１	2
知的財産法特殊講義２	2
法思想史特殊講義	2
法理学特殊講義	2
法社会学特殊講義	2
比較法文化論特殊講義	2
中国法特殊講義	2
日本法制史特殊講義	2
西洋法制史特殊講義	2
ローマ法特殊講義	2
比較法論特殊講義	2
政治学特殊講義	2
政治過程論特殊講義	2
比較政治特殊講義	2
現代中国研究特殊講義	2
西洋政治思想史特殊講義	2
日本政治思想史特殊講義	2
日本政治史特殊講義	2
ヨーロッパ政治史特殊講義	2
アジア政治史特殊講義	2
国際政治学特殊講義	2
西洋政治史特殊講義	2
行政学特殊講義	2
法政情報学特殊講義１	2
法政情報学特殊講義２	2
文献講読１	2
文献講読２	2
法文献学特殊講義	2
特定研究	2
研究演習１	2
研究演習２	2
プロジェクト研究	2

備考

1　「文献講読 1」は最初に履修する文献講読を示し、「文献講読 2」は、その後に履修する文献講読を示す。研究演習についても同様である。

2　「法文献学特殊講義」は履修対象者を留学生に限定して開講する。

3　特定研究については、開講する授業科目を年度ごとに定める。特定研究は副題を付して開講し、副題の異なる特定研究は、異なる科目として扱う。